

七 信託の併合をする理由
(債権者の異議に関する公告事項)

第十三条 法第一百五十二条第一項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 信託の併合をする各信託についての次に掲げる事項その他の当該信託の併合をする各信託を特定するために必要な事項

イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ロ 信託の年月日

ハ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地

二 前条第五号に掲げる事項(法第一百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)

三 前条第六号に掲げる事項(法第一百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)

四 信託の併合が効力を生ずる日以後における信託の併合後の信託の信託財産責任負担債務(信託の併合をする他の信託の信託財産責任負担債務であつたものを除く。)の履行の見込みに関する事項(法第一百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)

五 新規信託分割をする各信託についての次に掲げる事項その他の当該新規信託分割をする各信託を特定するために必要な事項

イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ロ 信託の年月日

ハ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地

二 前条第七号に掲げる事項(法第一百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)

三 前条第八号に掲げる事項(法第一百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ことができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)

四 当該信託が分割信託である場合には、吸收信託分割が効力を生ずる日以後における分割信託の信託財産責任負担債務及び承継信託の信託財産責任負担債務(吸收信託分割により承継信託の信託財産責任負担債務となるものに限る。)の履行の見込みに関する事項(法第一百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)

五 当該信託が承継信託である場合には、吸收信託分割が効力を生ずる日以後における承継信託の信託財産責任負担債務(法第一百五十六条第一項の規定により吸收信託分割に異議を述べることができる債権者に対して負担するものに限る。)の履行の見込みに関する事項(同項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)

六 前号に規定する場合には、従前の信託(新規信託分割をする他の信託がある場合にあっては、従前の信託及び当該他の信託。以下この条及び次条において同じ。)の受益者についての次に掲げる事項その他の当該他の信託を特定するために必要な事項

イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ロ 信託の年月日

ハ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地

二 前号に規定する場合には、当該新規信託分割をする他の信託の信託行為の内容

三 法第一百五十九条第一項第三号に規定する場合に、同号に掲げる事項の定めの相当性に関する事項

四 前号に規定する場合には、分割信託(法第一百五十五条第一項第六号に規定する分割信託をいう。以下この条及び次条において同じ。)の受益者に対する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定めの相当性に関する事項

五 吸收信託分割に際して、承継信託(法第一百五十五条第一項第六号に規定する承継信託をいう。以下この条及び次条において同じ。)に属する財産(承継信託の受益権を含む。)を分割信託の信託財産に帰属させることとするときは、当該財産の種類及び数若しくは額又はこれらの算定方法

六 前号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定めの相当性に関する事項

七 吸收信託分割をする各信託において直前に作成された財産状況開示資料等の内容(財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、次のイ又はロに掲げる書類又は電磁的記録の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項)

八 吸收信託分割をする各信託について、財産状況開示資料等を作成した後(財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合には、重要な信託財産等を作成すべき時期が到来していない場合は、信託がされた後)に、重要な信託財産

に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

九 吸收信託分割をする理由
(債権者の異議に関する公告事項)

第十五条 法第一百五六条第二項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 吸收信託分割をする各信託についての次に掲げる事項その他の当該吸收信託分割をする各信託を特定するために必要な事項

イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ロ 信託の年月日

ハ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地

二 前条第七号に掲げる事項(法第一百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)

三 前条第八号に掲げる事項(法第一百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ことができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)

四 当該信託が分割信託である場合には、吸收信託分割が効力を生ずる日以後における分割信託の信託財産責任負担債務及び承継信託の信託財産責任負担債務(吸收信託分割により承継信託の信託財産責任負担債務となるものに限る。)の履行の見込みに関する事項(法第一百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ことができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)

五 当該信託が承継信託である場合には、吸收信託分割が効力を生ずる日以後における承継信託の信託財産責任負担債務(法第一百五十六条第一項の規定により吸收信託分割に異議を述べることができる債権者に対して負担するものに限る。)の履行の見込みに関する事項(同項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)

六 前号に規定する場合には、従前の信託(新規信託分割をする他の信託がある場合にあっては、従前の信託及び当該他の信託。以下この条及び次条において同じ。)の受益者についての次に掲げる事項その他の当該他の信託を特定するために必要な事項

イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ロ 信託の年月日

ハ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地

二 前号に規定する場合には、当該新規信託分割をする他の信託の信託行為の内容

三 法第一百五十九条第一項第三号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定めの相当性に関する事項

四 前号に規定する場合には、従前の信託(新規信託分割をする他の信託がある場合にあっては、従前の信託及び当該他の信託。以下この条及び次条において同じ。)の受益者についての次に掲げる事項その他の当該他の信託を特定するために必要な事項

イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ロ 信託の年月日

ハ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地

二 前号に規定する場合には、当該新規信託分割をする他の信託の信託行為の内容

三 法第一百五十九条第一項第三号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定めの相当性に関する事項

四 前号に規定する場合には、従前の信託(新規信託分割をする他の信託がある場合にあっては、従前の信託及び当該他の信託。以下この条及び次条において同じ。)の受益者についての次に掲げる事項その他の当該他の信託を特定するために必要な事項

イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ロ 信託の年月日

ハ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地

二 前号に規定する場合には、当該新規信託分割をする他の信託の信託行為の内容

三 法第一百五十九条第一項第三号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定めの相当性に関する事項

四 前号に規定する場合には、従前の信託(新規信託分割をする他の信託がある場合にあっては、従前の信託及び当該他の信託。以下この条及び次条において同じ。)の受益者についての次に掲げる事項その他の当該他の信託を特定するために必要な事項

イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ロ 信託の年月日

ハ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地

二 前号に規定する場合には、当該新規信託分割をする他の信託の信託行為の内容

三 法第一百五十九条第一項第三号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定めの相当性に関する事項

四 前号に規定する場合には、従前の信託(新規信託分割をする他の信託がある場合にあっては、従前の信託及び当該他の信託。以下この条及び次条において同じ。)の受益者についての次に掲げる事項その他の当該他の信託を特定するために必要な事項

イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ロ 信託の年月日

ハ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地

二 前号に規定する場合には、当該新規信託分割をする他の信託の信託行為の内容

三 法第一百五十九条第一項第三号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定めの相当性に関する事項

四 前号に規定する場合には、従前の信託(新規信託分割をする他の信託がある場合にあっては、従前の信託及び当該他の信託。以下この条及び次条において同じ。)の受益者についての次に掲げる事項その他の当該他の信託を特定するために必要な事項

イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ロ 信託の年月日

ハ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地

(電磁的記録の作成)

第二十六条 法第三十七条第四項本文、第五項若しくは第六項本文又は第一百二十二条第六項本文、第七項若しくは第八項本文に規定する法務省令で定める方法は、書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取る方法とする。
 （電磁的記録に記録された事項の提供の方法）

第二十七条 法第三十七条第四項ただし書（同条第五項後段において準用する場合を含む。）若しくは第六項ただし書又は第二百二十二条第六項ただし書（同条第七項後段において準用する場合を含む。）若しくは第八項ただし書（第二号においてこれらの規定を「提供規定」と総称する。）に規定する法務省令で定める方法は、電磁的方法のうち、次に掲げる方法のいずれかとする。

- 一 信託行為に定めた方法
- 二 提供規定により電磁的記録に記録された事項の提供を受けた者が定めた方法

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二十八条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 法第三十八条第一項第一号
- 二 法第三十八条第六項第一号
- 三 法第一百九十条第二項第二号
- 四 法第二百五十二条第二項第二号

（検査役が提供する電磁的記録等）

第二十九条 法第四十七条第二項に規定する法務省令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一項に規定する電磁的記録媒体（電磁的記録に限る。）及び法第四十七条第二項の規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

第二条 法第四十七条第四項に規定する法務省令で定める方法は、電磁的方法のうち、同項の規定により電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。
 （電磁的方法）

第三十条 法第一百八条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを作成することができるものでなければならない。
 （電子署名）

第三十一条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

- 一 法第一百八十七条第三項
- 二 法第二百二条第三項

二 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
 （信託法施行令に係る電磁的方法）

第三十二条 信託法施行令（平成十九年政令第百九十九号）第一条第一項又は第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

方

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 ファイルへの記録の方法

第八章 計算

第三十三条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項は、信託計算規則の定めるところによる。

- 一 法第三十七条第一項及び第二項
- 二 法第二百二十二条第二項、第三項及び第四項
- 三 法第二百二十五条

四 法第二百五十二条第一項

附 則

この省令は、法の施行の日から施行する。

附 則（平成二二年三月一六日法務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年一二月二八日法務省令第六一号）抄

（施行期日）

この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

附 則（令和五年一二月二七日法務省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。